

国民健康保険事業費納付金条例参考例の正誤について

修正箇所	修正内容
第 A 条② 【新旧、全体版】	「国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第百十一号。以下「納付金等省令」という。）」については、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和3年厚生労働省令第154号）により省令名が改正されているため、「国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第百十一号。以下「納付金等省令」という。）」に修正。
第 R 条、第 T 条、第 U 条 【新旧】	※書きにも下線を引いていたが、改正箇所ではなく注意書きのため、旧欄に【 】で記載する形に修正。
第 R 条 【新旧】	旧欄の「(新設)」の位置を一行分前に修正。
第 S 条 【新旧】	旧欄の「(新設)」の位置を一行分後ろに修正
第 U 条 【新旧、全体版】	注意書きについて、「※ 第 <u>T</u> 条で第二号に掲げる数とした場合又は前条で第二号に掲げる数とした場合のみ」を「※ 第 <u>S</u> 条で第二号に掲げる数とした場合又は前条で第二号に掲げる数とした場合のみ」に修正。